

神港経企第 430 号

令和 7 年 1 月 14 日

神戸港港湾審議会

会長 赤井 伸郎 様

神戸港港湾管理者 神戸市

代表者 神戸市長 久元 喜造

**港湾環境整備負担金に関する
負担対象工事の指定について（諮問）**

港湾環境整備負担金（以下「負担金」という。）を徴収するため、神戸市港湾環境整備負担金条例（以下「条例」という。）第 2 条第 1 項の規定により負担対象工事を指定するにあたり、条例第 9 条の規定に基づき別紙の事項について、貴会の意見を求めます。

以上

別紙(諮問資料)

1. 負担対象工事について

条例第2条に定める負担金の徴収対象に指定する工事は次のとおりとする。

工事の概要

工事の種類	工事の名称	工事が実施された場所	金 額	負担割合	工事完了日
(1) (港湾環境整備施設の建設工事)	須磨地区緑地整備工事	須磨地区	¥205,513,000	1/50	令和5年10月31日
	ポートアイランド地区緑地改修工事	ポートアイランド地区	¥44,969,000		令和5年11月15日
	六甲アイランド緑地改修工事	東部地区	¥60,717,498		令和6年3月27日
	計		¥311,199,498		
(2) (港湾環境整備施設の維持工事)	緑地の清掃、管理業務 及び街路植栽等管理業務	臨港地区内の緑地 六甲アイランド 灘浜 東部臨海部 ポートアイランド ポートアイランド第2期 中突堤西 新川運河 摩耶埠頭 須磨海岸 等 及び臨港地区内の街路	¥135,164,214	1/2	令和6年3月31日
(3) (その他、条例第2条第1項第4号の漂着物の除去、)	港内海面清掃工事	神戸港港湾区域	¥105,290,403	1/2	令和6年3月31日

2. 工場又は事業場の敷地面積について

負担対象工事に対する負担区域の工場又は事業場の敷地面積の合計は次のとおりとする。

工事の種類	負担区域	工場又は事業場の 敷地面積の合計 (㎡)
(1) 条例第2条第1項第1号 (港湾環境整備施設の建設工事)	神戸港臨港地区及び 設置予定区域	17,137,783
(2) 条例第2条第1項第2号 (港湾環境整備施設の維持工事)	神戸港臨港地区	15,837,316
(3) 条例第2条第1項第4号 (港湾における漂流物の除去、 その他の清掃のための工事)	神戸港臨港地区及び 神戸港港湾区域	16,803,349

諮問原案による負担金徴収額等概要（令和6年度）

負担対象工事	A 工事金額 (円)	B 負担割合	C=A×B 負担対象額 (円)	D 負担対象事業者の負担区域内の工場・事業場の 敷地面積の合計（軽減対象緑地を除く） 負担区域内の工場・事業場の敷地面積の合計 (㎡)	E=C×D 負担金 徴収額 (千円)	F 1㎡当たり 負担金額 (円)
(1) 条例第2条第1項第1号 (港湾環境整備施設の建設工事)	311,199,498	1/50	6,223,990	$\frac{9,290,201}{17,137,783}$	3,374	0.36 (0.23)
(2) 条例第2条第1項第2号 (港湾環境整備施設の維持工事)	135,164,214	1/2	67,582,107	$\frac{9,290,201}{15,837,316}$	39,644	4.27 (4.13)
(3) 条例第2条第1項第4号 (港湾における漂流物の除去、 その他の清掃の為の工事)	105,290,403	1/2	52,645,202	$\frac{10,181,262}{16,803,349}$	31,898	3.13 (3.10)
合 計	551,654,115		126,451,299		74,916	7.76 (7.46)

() = 前年度額

(参考)